

国空予管第391号
平成24年3月14日

地方航空局長 あて

航空局長

建設工事における共同企業体の取扱いについて

建設工事における共同企業体の在り方に関する中央建設業審議会からの建議を踏まえ、国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局（以下「部局」という。）が発注する建設工事における共同企業体の取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

なお、「共同企業体運用基準」（平成元年7月10日付け空経第507号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

記

第1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下第1において「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

(1) 次の各号のいずれかに該当する規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。

一 国土交通省所管の契約に係る競争参加審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号。以下「取扱要領」という。）別表第二に掲げる建設工事のうち土木工事業及び建築工事業であって、工事費が概ね7億円以上のもの。

二 取扱要領別表第二に掲げる建設工事のうち専門工事であって、工事費が概ね5億円以上のもの。

(2) 前項に掲げるもののほか、技術的に困難な複数の工事種別を融合した建設工事又は特殊な技術を要する建設工事のため、異なる業種区分（取扱要領別表第二に定める建設工事の業種区分をいう。以下「業種区分」という。）の有資格者（取扱要領第9条第1項の規定により競争参加資格の決定を通知された者をいう。以下「有資格者」という。）により結成される特定建設工事共同企業体の各構成員が分担することにより施工

が可能となる工事であって、工事費が概ね5億円以上のもの。

- (3) 新技術、新工法の開発又は実用化を目的とする研究開発型工事又は実験型工事であるものについては、その工事費が(1)及び(2)に規定する規模未満のものであっても、対象とすることができるものとする。
- (4) 前三項の規定により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格者(以下「単体有資格者等」という。)であって、当該工事を確実に円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該単体有資格者等と特定建設工事共同企業体との混合による競争を行わせることができるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とし、発注工事ごとに国土交通省航空局長、東京航空局長及び大阪航空局長(以下「部局長」という。)が定めるものとする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 発注工事に対応する業種区分の有資格者の組合せであること。ただし、上記1(2)の場合は、異なる業種区分の有資格者の組合せとなるため、一の分担工事に複数の構成員による共同施工は認めない。
- 二 発注工事に対応する等級区分(取扱要領別表第一に定める建設工事の等級区分をいう。以下「等級区分」という。)の最上位の等級に決定されている有資格者のみからなる組み合わせであること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる次順位の等級の有資格者がある場合においては、最上位の等級と次順位の等級の有資格者からなる組合せを認めることとするが、次順位の等級の有資格者の数は、原則として、総構成員の2分の1を上回ってはならない。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、発注工事の競争参加資格に対応する次の各号の要件を満たすものとする。なお、異なる工事種別の組み合わせによる特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員が分担する工事ごとにその対応する業種区分における次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 発注工事を構成する一部の業種区分を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、発注工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、部局長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- 二 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が5年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が5年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 三 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家

資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(4) 結成方法

自主結成とする。

(5) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。よって、構成員の数ごとによる割合は次の各号のとおりとする。但し、異なる工事種別毎に工事を分担する場合又は出資比率の割合によらず工事を分割する場合は、この要件を適用しないこととする。

一 構成員の数が2社の場合、各構成員の出資比率は30パーセント以上

二 構成員の数が3社の場合、各構成員の出資比率は20パーセント以上

(6) 代表者要件

代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

一 構成員中最大の施工能力を有する者とする。

二 等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。

三 出資比率が、構成員中最大である者とする。なお、異なる工事種別毎に工事を分担する場合又は出資比率の割合によらず工事を分割する場合は、この要件を適用しないこととする。

(7) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体を結成の際に使用する特定建設工事共同企業体協定書の様式は、発注工事ごとに、その工事の特性（規格、工期、工種及び工法等）を考慮したうえ、別紙-1の甲型又は別紙-2の乙型によるものとする。

3 資格審査等

(1) 部局長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格審査の申請を様式1の競争参加資格申請書により行わせるものとする。

一 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

二 工事場所

三 工事の概要

四 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

五 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、結成方法、出資比率要件（異なる工事種別毎に工事を分担する場合又は出資比率の割合によらず工事を分割する場合は、適用しないこととする。）及び代表者要件

六 認定資格の有効期間

七 その他部局長が必要と認める事項

(2) (1)の公示は、別添の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

(3) 部局長は、(1)の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、

資格審査を行い、適格な者を特定建設工事共同企業体として認定し、その結果については、様式2又は様式3の競争参加資格認定通知書により通知するものとする。この場合において、特定建設工事共同企業体の資格審査については、取扱要領第3条の規定に準じて行うものとし、総合数値の算定方法等については、取扱要領第4条及び一般競争又は指名競争に参加する者の資格の審査及び格付けのための数値算定方法について（平成13年1月6日付け国官会第23号。以下「算定方法」という。）第1建設工事の各規定に基づく共同企業体に係る特例手法によるものとする。ただし、算定方法第1建設工事の各規定のうち、7（1）に規定する経常建設共同企業体における総合数値の調整については、適用しないものとする。

（4）（3）による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小・中堅建設業の振興を図るため、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下第2において「経常建設共同企業体」という。）を競争に参加させる場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、原則として、経常建設共同企業体の各構成員が決定された等級区分のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模の工事とするものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

（1）構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとする。

（2）組合せ

構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

一 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。

二 発注工事に対応する業種区分の等級区分と同一の等級又は直近の等級に決定された有資格者若しくはこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに決定された有資格者の組合せを認めることも差し支えないものとする。なお、これらの組合せの要件に適合している有資格者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

（3）構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- 二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が3年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が3年未満の者であっても、これを同等として扱うことができるものとする。
- 三 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(4) 結成方法

自主結成とする。

(5) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。よって、構成員の数ごとによる割合は次の各号のとおりとする。なお、出資比率の割合によらず、工事を分担して施工する場合は、適用しないこととする。

- 一 構成員の数が2社の場合、各構成員の出資比率は30パーセント以上
- 二 構成員の数が3社の場合、各構成員の出資比率は20パーセント以上
- 三 構成員の数が4社の場合、各構成員の出資比率は15パーセント以上
- 四 構成員の数が5社の場合、各構成員の出資比率は12パーセント以上

(6) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

(7) 経常建設共同企業体の協定

経常建設共同企業体を結成する際に使用する経常建設共同企業体協定書の様式は、工事の施工方法、損益分配及び施工責任等を考慮したうえ、別紙-3の甲型又は別紙-4の乙型によるものとする。

3 登録

(1) 登録できる数

一の企業が部局ごとに登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

(2) 一の企業としての登録の制限

同一の業種区分において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

(3) 登録方法等

競争参加資格審査申請の手続等については、単体企業による場合と同様とする。

第3 共同企業体における取扱い

共同企業体における取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 共同企業体を結成して工事を施工しようとする建設業者は、発注者の定めるところにより競争参加資格の審査を受けるものとする。共同請負の有効かつ適切な実施を図るため、共同企業体を結成する場合においては、次の各協定書により協定を締結し、資格審査資料としてその写しの提出を求めることとする。なお、次の各協定書の様式はあくまで標準的なものであって、結成の実情に応じて発注者において必要と認める条項を加え、不必要と認める条項を削除して利用しても差し支えないものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）【別紙－1】

特定の建設工事の施工を目的として、結成される特定建設工事共同企業体の全構成員が各々予め定めた出資比率の割合に応じて資金、人員、機材等を拠出し、共同により工事を施工する場合に使用する協定書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（乙型）【別紙－2】

特定の建設工事の施工を目的として、結成される特定建設工事共同企業体の各構成員間で異なる複数の工事種別を融合した建設工事のため、予め工事種別毎に分担し、又は出資比率の割合によらず工事を予め工区に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任をもって施工する場合に使用する協定書

(3) 経常建設共同企業体協定書（甲型）【別紙－3】

中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的として、結成される経常建設共同企業体の全構成員が受注する工事毎に定めた出資比率の割合に応じて資金、人員、機材等を拠出し、共同により工事を施工する場合に使用する協定書

(4) 経常建設共同企業体協定書（乙型）【別紙－4】

中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的として、結成される経常建設共同企業体の各構成員間で出資比率の割合によらず、工事を分担することとし、受注する工事毎に分担する工事を決め、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任をもって施工する場合に使用する協定書

- 2 技術的要件等における実績及び経験について

発注工事において必要な競争参加資格として、技術的要件等における共同企業体による工事の実績、経験については、次のとおりとする。

(1) 甲型協定書により結成された共同企業体の実績

- 構成員の出資比率が20%以上の場合の実績に限り認めるものとする。
- (2) 乙型協定書により結成された共同企業体の実績
工事で分担した工事内容の実績に限り認めるものとし、出資比率は問わないものとする。

3 契約書における受注者等の表示

一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書における記名、入札書の入札者、見積書の見積者及び工事請負契約書における受注者は、次のとおり表示するものとする。

〇〇特定建設工事（又は経常建設）共同企業体
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

4 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

工事請負契約書における消費税及び地方消費税の額の表示については、次のいずれかにより記載するものとする。

(1) 課税事業者のみで構成する共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

(2) 課税事業者と免税事業者とで構成する共同企業体の場合

一 甲型の協定書により締結した共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に課税事業者の出資比率を乗じ、これに5/105を乗じて得た額である。

二 乙型の協定書により締結した共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額のうち課税事業者の分担工事費に5/105を乗じて得た額である。

(3) 免税事業者のみで構成する共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

5 契約書中に特記すべき事項

共同企業体と契約を締結する場合は、工事請負契約書に次の内容を記載するものとする。

(1) 工事請負契約書文頭

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙の共

同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

(2) 工事請負契約書第1条第12項

受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

附 則（平成24年3月14日 国空予管第391号）

この通達は、平成24年4月1日から適用する。

提出場所は（１）に示す申請書の交付場所と同じ。

- ① ４（２）③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し
 - ② ４（３）①から③までの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類
 - ③ ４（７）により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し
- （３）申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４ 共同企業体としての資格及びその審査

（１）構成員の数

構成員の数は●社とする。

（２）組合せ及び構成員の資格要件

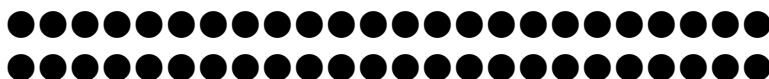
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成●●・●●年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建設工事（◆◆工事業）」の●等級に格付けされ、●●航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、●●航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し、③の再認定を受けている者を除く。
- ⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、●●航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（３）構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 平成●●年以降に元請けとして、次に掲げる基準をすべて満たす●●●の実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20%以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。（経常建設共同企業体の実績にあつては、すべての構成員が、平成●●年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）。



様式 1

平成 年 月 日

〇〇航空局長 あて

代表者

印

競争参加資格審査申請書（建設工事）

標記について、貴局の対象工事を特定建設工事共同企業体として競争に参加するため、下記のとおり資格の審査を申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 対象工事名

2. 申請業種区分

建設工事（ 工事業）

3. 添付書類

（1）全ての構成員の資格決定通知書の写し

（2）構成員の技術的要件を満たすことを判断できる次の内容を記載した書類

①施工実績に係る書類

②営業年数に係る書類

③配置予定技術者に係る書類

（3）当該共同企業体の協定書の写し

4. 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員

5. 特定建設工事共同企業体の事務所

共同企業体の事務所の住所：

代表者の担当者名：

電話番号：（ ） —

FAX番号：（ ） —

様式 2

平成 第 年 月 日

代表者

殿

〇〇航空局長

競争参加資格認定通知書（建設工事）

貴殿から申請のあった下記の工事における特定建設工事共同企業体としての競争参加資格について、審査した結果、下記のとおり、認定しましたので、通知します。

記

1. 対象工事名

2. 認定業種区分

建設工事（ 工事業）

3. 認定資格の有効期間

（1）貴殿が対象工事の契約の相手方となった場合

競争参加資格が認定されたときから、対象工事の施工が完了するときまでとする。

（2）貴殿が対象工事の契約の相手方とならなかった場合

競争参加資格が認定されたときから、対象工事の契約の相手方と契約を締結するときまで

この通知書は、対象工事における競争参加資格確認申請の際、提示を求めますので、大切に保管願います。

なお、この通知書に係る競争参加資格審査申請書を、故意に虚偽の事実により記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。

また、この通知書を受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出て下さい。

様式3

平成 第 年 月 日

代表者

殿

〇〇航空局長

競争参加資格認定通知書（建設工事）

貴殿から申請のあった下記の工事における特定建設工事共同企業体としての競争参加資格について、審査した結果、不適格であると認定しましたので、通知します。

記

1. 対象工事名

2. 申請された業種区分
建設工事（ 工事業）

【別紙ー１ 共同施工方式による特定建設工事共同企業体を結成する場合】

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○航空局発注に係る□□□□□□工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「特定工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成○○年○○月○○日に成立し、特定工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

【注 ○の部分には、例えば3と記入する。】

- 2 共同企業体が、特定工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地
◇◇建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地
△△建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、特定工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 特定工事に係る各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、特定工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、各構成員の出資の割合は変わらないものとする。

◇◇建設株式会社 〇〇%

△△建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ各構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、特定工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、特定工事の履行及び下請契約その他特定工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、□□□□□□工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、工事竣工の都度、特定工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、発注者及び全ての構成員の承認がなければ、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

2 前項の規定により、工事途中に共同企業体を脱退する構成員がいる場合は、その他の構成員により共同連帯して特定工事を完成させるものとする。

3 第1項の規定により、共同企業体を脱退する構成員がいる場合、その他の構成員の出資の割合について、本協定書の定めるところによる脱退する構成員の出資の割合を、その他の構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定するその他の構成員の出資の割合に加えるものとする。

4 脱退する構成員の出資金の返還については、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合、脱退する構成員の出資金から脱退する構成員が脱退しない場合に負担すべき金額を控除し、その差額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益が生じた場合、脱退する構成員には利益金の配当を行わないものとする。

(工事途中における構成員の除名に対する措置)

第16条の2 工事途中に重要な義務の違反や工事の不履行その他除名し得る正当な事由による行為を行った構成員がいる場合、その他の構成員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、その他の構成員は、当該構成員に対し、除名の通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名する場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中に破産又は解散した構成員がいる場合は、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、その他の構成員及び発注者の承認によりその他の構成員から代表者を変更することができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、特定工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【別紙ー２ 分担施工方式による特定建設工事共同企業体を結成する場合】

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○航空局発注に係る□□□□□□工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「特定工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成○○年○○月○○日に成立し、特定工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

【注 ○の部分には、例えば3と記入する。】

- 2 共同企業体が、特定工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地
◇◇建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地
△△建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、特定工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 特定工事に係る各構成員が分担する工事内容は、次のとおりとする。
ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

【注 担当する工事内容】 ○○工事 ◇◇建設株式会社

【注 担当する工事内容】 ○○工事 △△建設株式会社

2 前項に規定する分担する工事内容における分担工事額については、運営委員会で決定し、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、特定工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、特定工事の履行及び下請契約その他特定工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、□□□□□□工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 各構成員は、分担する工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 特定工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 分担する工事内容を受け持った構成員が、その分担工事の施工に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がその損害を負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合は、その責任を関係する構成員により協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わない場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定に該当する場合においても、第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中において破産又は解散した構成員がいる場合は、その他の構成員及び発注者の承認を得て、その他の構成員により共同連帯して特定工事を完成させるものとする。ただし、その他の構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、全てのその他の構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同企業体に参加させ、その他の構成員と新たに加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担工事を完成させるものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、特定工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【国と契約締結した際、契約金額の分担金額を定める】

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る□□□□□□工事については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当該共同企業体の構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担業務の変更があるものとする。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

【注 担当する工事内容】〇〇工事 ◇◇建設株式会社 〇〇円

【注 担当する工事内容】〇〇工事 △△建設株式会社 〇〇円

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

□□□□□□工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◇◇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【別紙－3 共同施工方式による経常建設共同企業体を結成する場合】

経常建設共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても共同企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、全ての構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

◇◇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合については、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ各構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の履行及び下請契約その他建設工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、◇◇・△△経常建設共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 共同企業体は、工事竣工の都度、建設工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、発注者及び全ての構成員の承認がなければ、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

- 2 前項の規定により、工事途中に共同企業体を脱退する構成員がいる場合は、その他の構成員により共同連帯して建設工事を完成させるものとする。
- 3 第1項の規定により、共同企業体を脱退する構成員がいる場合、その他の構成員の出資の割合について、本協定書の定めるところによる脱退する構成員の出資の割合を、その他の構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定するその他の構成員の出資の割合に加えるものとする。
- 4 脱退する構成員の出資金の返還については、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合、脱退する構成員の出資金から脱退する構成員が脱退しない場合に負担すべき金額を控除し、その差額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益が生じた場合、脱退する構成員には利益金の配当を行わないものとする。

(工事途中における構成員の除名に対する措置)

第16条の2 工事途中に重要な義務の違反や工事の不履行その他除名し得る正当な事由による行為を行った構成員がいる場合、その他の構成員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、その他の構成員は、当該構成員に対し、除名の通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員を除名する場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中に破産又は解散した構成員がいる場合は、第16条第2項

から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、その他の構成員及び発注者の承認によりその他の構成員から代表者を変更することができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【国と契約締結した際、出資割合を設定する】

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当該工事に係る各構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、各構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 □□□□□□工事
- 2 出資の割合 ◇◇建設株式会社 〇〇%
△△建設株式会社 〇〇%

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇・△△経常建設共同企業体

代表者 ◇◇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

△△建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

【別紙－４ 分担施工方式による経常建設共同企業体を結成する場合】

経常建設共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても共同企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、全ての構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

◇◇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員が分担する工事内容については、別に定めるところによるものとする。ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担する工事内容における分担工事額については、運営委員会で決定し、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の履行及び下請契約その他建設工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、◇◇・△△経常建設共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、分担する工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 建設工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額

の割合により毎月1回、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 分担する工事内容を受け持った構成員が、その分担工事の施工に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がその損害を負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合は、その責任を関係する構成員により協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わない場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定に該当する場合においても、第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中において破産又は解散した構成員がいる場合は、その他の構成員及び発注者の承認を得て、その他の構成員により共同連帯して建設工事を完成させるものとする。ただし、その他の構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、全てのその他の構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同企業体に参加させ、その他の構成員と新たに加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担工事を完成させるものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり経常建設共同企業体協定を締結したため、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【国と契約締結した際、契約金額の分担金額を定める】

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当該共同企業体の構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

記

1 工事名称 □□□□□□工事

2 分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

【注 担当する工事内容】〇〇工事 ◇◇建設株式会社 〇〇円

【注 担当する工事内容】〇〇工事 △△建設株式会社 〇〇円

◇◇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇・△△経常建設共同企業体

代表者 ◇◇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印